

(様式第4号)

上田市行財政改革推進委員会 会議概要

1	審議会名	第1回 上田市行財政改革推進委員会 行政サービス改革部会
2	日時	平成23年8月19日(金) 午前10時から正午まで
3	会場	上田市役所 ひとまちげんき・健康プラザうえだ2階第1会議室
4	出席者	宮本部会長、櫻井副部長、斉藤委員、佐藤委員、堀内委員、宮沢委員、宮下委員
5	市出席者	関行政改革推進室長、西澤係長、市川主査、宮沢主査
6	会議概要作成年月日	平成23年8月31日

協議事項等

- 1 開会
- 2 部会長・副部長選出
部会長あいさつ
- 3 議事
 - (1) 行政サービスの改革について
(事務局) 行政サービス改革の骨子について説明
(委員) 施設里親制度(アダプト制度)とはどのようなものか。
(事務局) 街路樹等の管理について、管理は地元で、管理に必要な物資については市で支給する協定を地元自治会との間で結び、管理を地元で行っていただくというもの。
(委員) 財政基盤・経営体制改革では職員の意識改革の項目があるが、行政サービスの中に項目がないのはなぜか。職員の意識改革は全般に関わってくることだと思うので、別に項目を設けてもいいのではないか。
(事務局) 第一次大綱では、行政改革という枠の中で職員の意識改革を位置づけた。第二次大綱では枠組みを見直し、行政サービス、財政基盤、経営体制の改革と大きく3つの枠組みとした。
第二次大綱では、経営体制の改革の中で職員の意識改革について触れているが、決して他の項目の中で必要ないという意味ではない。行政サービス改革の中でも触れた方がいいということであれば検討したい。
(委員) 情報の共有化という点で、自治会敬老会の対象者の把握に関しても個人情報保護の観点から難しい面がある。また、民生委員活動を行う上でも要支援者の把握についてはある程度行政にも協力いただかないと非常に難しい。市民参加・協働と謳うが、活動の基になる情報を提供してもらわないと活かされていないと思う。
(事務局) 個人情報保護法との関係で、非常に難しい問題を含んでいる。法に抵触することはできないが、どこまでなら提供できるのか検討する必要があると思う。
(委員) 情報プラザの推進について触れているが、情報を得る手段が分からない市民が多いと思う。また、高齢者は、広報やホームページより有線放送の方が情報を得やすいと思うが。
(事務局) 行政が情報を発信する手段として「広報うえだ」があるが、市民全員になかなか読んでいただいていない実態がある。また、「行政チャンネル」というテレビ番組も始まっているが、ケーブルテレビによる配信なのでこれも全世帯というわけにはいかない。ご指摘の有線放送も有力な情報媒体と認識しているが、年々加入率が低下している。
このような中、行政の情報と地域の情報をいかに効率的に発信していくか、情報をいかに入手しやすくできるか整理しようと考えられたのが情報プラザの構想である。
(委員) 情報の提供については、今後、高齢化率が高まる中で、高齢者に対する情報の提供についても考えていただきたい。

- (事務局) 「広報うえだ」で提供できる情報にも限度があるので、情報の発信も整理する必要がある。
- (委員) 指定管理者制度については、大綱の中でどこで触れているか。
- (事務局) 「財政基盤の改革」の項目の中で触れている。ただし、財政基盤・経営体制改革部会で「民間活力活用」という表現を改めるようご指摘をいただいているので、表現は検討している。
- (委員) 行政評価システムの構築とあるが、第一次大綱では「行政評価制度の活用」となっている。システムがまだ定着していないなら他の表現がいいのではないか。
また、一般には「行政評価システム」という言葉は分かりづらいと思う。難しい表現は工夫して欲しい。
- (事務局) まだ、行政として事務事業評価がシステムとして確立していないため、第二次大綱の期間中に確立させたいと考え「構築」という言葉を使った。
表現については、検討させていただきたい。
- (委員) 「構築」というと、これから作り上げるニュアンスがある。
また、行政評価システムや財務会計システムとの連携という部分も表現が分かりづらい。
- (事務局) 現在、予算を事業単位で編成し、予算編成の段階で個別事業の評価を行うことができるシステムの導入を検討している。
- (委員) 骨子の項目それぞれに記載されている参考例は、大綱には載らないのか。
- (事務局) 想定される改革例という形で具体的に記載された方が分かりやすいとも思えるので、検討させていただきたい。
- (委員) 行政サービス改革の骨格で「農林の保全」があるが、他の項目と比べ多少違和感があるが。
- (事務局) 大綱では「広域連携」の部分が少し弱かったため、行政の広域連携の意味合いで項目として入れた。ただし、違和感があるのも理解できるので表現を検討させていただきたい。
- (委員) 第一次大綱では「自治会との役割分担」ということで「自治会」という表記があったが、第二次大綱では表記がない。任意団体という問題はありますが、「自治会」なくして協働はありえないと思う。
- (事務局) あえて「自治会」という表現を使わなかったわけではない。市と市民との役割を整理しようとする中で、市民の中にもいろいろなコミュニティがあるため、広く捉えたということ。
- (委員) 自治基本条例策定の際にも「自治会」という表記について議論になったが、結局入らなかった。しかし、自治会は地域コミュニティの核となるものであるので検討してもらえればありがたい。

4 その他

次回部会 平成23年9月15日(木) 午後3時から

- * 会議概要は原則として公開します。会議終了後、1週間以内に行政改革推進室へ提出してください。
- * 非公開及び一部非公開としたものについては、その理由を記載してください。